

# 大辺路森林組合だより



## もくじ

1. 組合長あいさつ
2. 第21回通常総代会開催
3. 間伐事業について
4. キャンプ用薪の制作
5. お知らせ・・・山林相談窓口について  
・・・森林経営計画の更新について

〒 649-2511

和歌山県西牟婁郡白浜町日置 980-93

TEL 0739 (52) 3424

FAX 0739 (52) 3849

E-mail:oohechi.f-

1441@oboe.ocn.ne.jp

# 組合長あいさつ

代表理事組合長  
三本修平

組合員の皆様 残暑お見舞い申し上げます。平素は森林組合運営にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

毎日のように全国各地で危険な暑さ、熱中症警戒アラートが発表されます。組合ではかねてより熱中症対策として、作業を早朝に繰り上げて取り組んでおりましたが、それだけでは対処できず、空調服も導入するようになりました。

森林は国土保全機能（山地災害防止・土壌保全・水源涵養）を持ち備えています。伐採後植栽、下刈で大切に苗を育て、十分な獣害対策を施し、適切な間伐を行うことで保水力の高い土壌を育て、樹木にしっかり根を張らせてつなぎ止めます。

組合は、組合員の皆様の山、貴重な資源を守るため国・県・市町の協力を得て、林道・作業道の基盤整備に、そして将来の組合を担う若手林業技術者の育成、組織力強化に日々取り組んでおります。

どうぞ 林業・施業に関すること、後継者への継承手続き等、組合にお気軽にご相談ください。

最後に、今年は大変暑い夏となっております。皆様、どうぞくれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます。

## ○第21回 通常総代会開催

第21回通常総代会を令和5年6月17日日置川拠点公民館において開催いたしました。

新型コロナウイルスが感染症法上も第5類相当となりましたが総代の皆様、井潤誠白浜町長様、岩田勉すさみ町長様、西牟婁振興局十河主任様のご臨席を頂き開催することが出来ました。

総代会の結果については、11議案すべてが承認されました。総代定数200名、本人出席34名書面議決83名、委任状5名でありました。

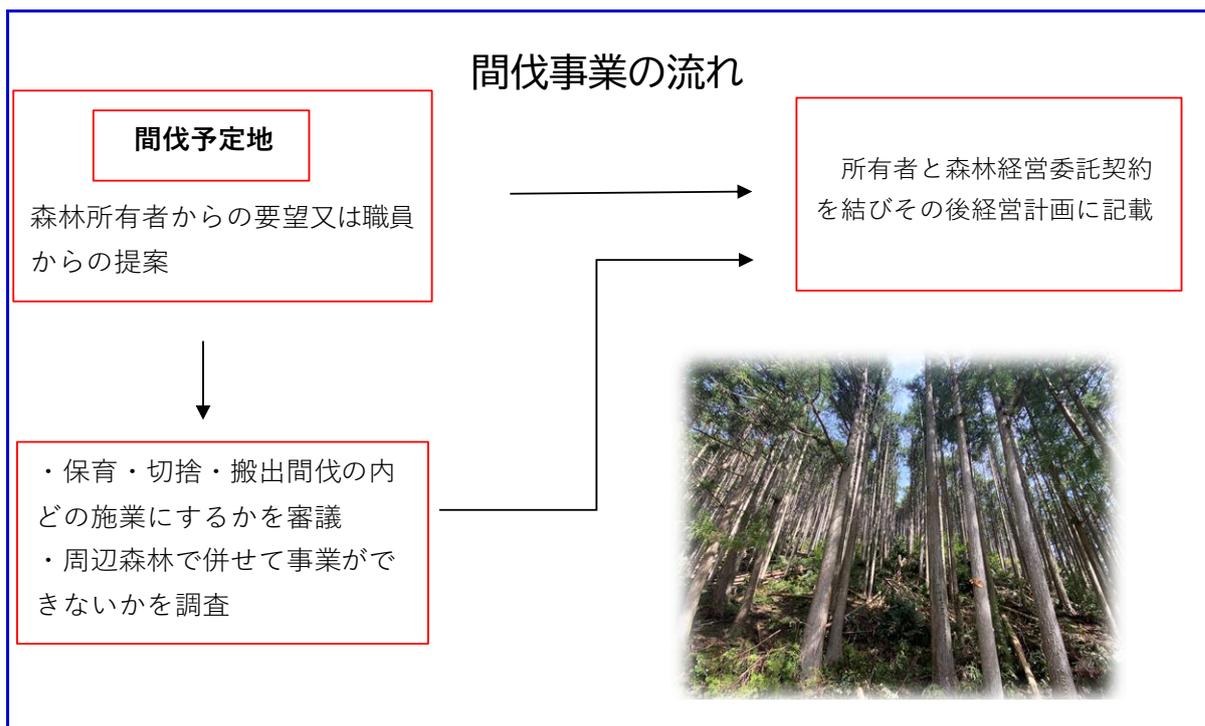
令和5年度からは森林環境譲与税事業における間伐が本格的に始まります。組合としてもこの機会をとらまえて森林整備を進めますので組合員の皆様のご協力をお願いいたします。

## ○間伐事業について

間伐とは・・・森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、過密となった林内密度を調整する作業です。間伐を行うと光が地表に届くようになり、下層植生の発達が促進され森林の持つ多面的機能が増進します。間伐を行わず過密なままにすると、樹木はお互いの成長を阻害

し、形質不良になります。また、残った樹木が健全に成長することにより木材の価値も高まるため、間伐は大変重要な作業となります。

搬出間伐とは・・・搬出間伐は保育の間伐と同じく植栽木の適正な密度管理のために行う作業ですが林齢が比較的高い森林や搬出条件が良い森林については、間伐で伐採したスギやヒノキを木材等に有効利用するものです。伐採した間伐材は、利用に適した長さに玉切り、木材市場等に運び、そこで製材業者等に販売します。



## ○キャンプ用薪の制作

組合所有山林の皆伐現場より出る未利用材をキャンプ用の薪※として販売しています。主に町内のキャンプ場へ納品しています。

※焚き火・BBQ・薪ストーブなど

に

**端材（未利用材）**



➔ **薪割り（薪割り機）**



➔ **製品（麻紐で縛る）**



## ◎山林所有者のみなさまへ、

《山林相談窓口（コンサルタント業務）を開設しました。》

- ①山林の所有・管理等に関する相談
- ②相続関係書類の相談、有資格者への斡旋
- ③大辺路森林組合諸手数料の範囲内の法的書類作成

※山林のことについて困っているときは、大辺路森林組合へご相談ください。

相談の際は必ず事前に、山林相談届出書※作成の上で、ご予約の方よろしくお願ひいたします。また、相談内容によっては対応できない場合もありますので、ご了承ください。

※山林相談届出書は [HP:oohechi.com](http://HP:oohechi.com) より取得できます。

《令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されます。》

令和6年4月1日より以前に相続が開始している場合も、3年の猶予期間がありますが義務化の対象となります。不動産を相続したらお早めに登記の申請をしましょう。

詳しくはお近くの法務局等にお問い合わせください。

## ◎森林経営計画の更新について

現在の森林経営計画は平成31年4月1日から令和6年3月31日の計画期間となっており、令和6年4月1日より新たに森林経営計画を立てることになっております。森林経営計画を立てることにより森林整備補助金の支給を受けることができ、間伐等の施業をスムーズに実行できるようになります。

森林経営計画に記載するのに必要な「森林経営委託契約書」を現在結んで頂いている方で、契約期限が近づいている方に「森林経営委託契約書」の準備が整いましたら送らせていただきますので引き続き契約していただける方は、返送お願いします。

また契約していた山林を売却されたり、相続・贈与で名義変更などがある場合や契約更新を望まない場合は連絡をお願いします。

現在、森林経営委託契約をされていない方で所有されている山林の整備をされたい方又は森林の皆伐を将来考えている方は皆伐の時期を森林経営計画に記載されている場合、税金の一部免除される場合もありますのでご連絡ください。